

第5号議案

体育大会等出場旅費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

体育大会等出場旅費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年2月23日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

補助対象を明記し、体育大会等出場旅費補助金交付要綱の整備を図るため、本案を提出します。

体育大会等出場旅費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
体育大会等出場旅費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

一宮市体育大会等出場経費補助金交付要綱
第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この要綱は、日本中学校体育連盟主催の全国中学校体育大会（以下「全国大会」という。）、東海中学校体育連盟主催の東海中学校総合体育大会（以下「東海大会」という。）、愛知県中小学校体育連盟主催の愛知県中学校総合体育大会（愛知県中学校駅伝大会を含む。）（以下「県大会」という。）及び西尾張中小学校体育連盟主催の西尾張体育大会（以下「西尾張大会」という。）並びに一宮市外での各種大会（体育大会を除く。）（以下「各種大会」という。）に出場する一宮市立の中学校生徒の経費を予算の範囲内で補助することにより、体育等の向上に資することを目的とする。

第2条中「地区」を削り、「の各実施要項及び各種大会要項に定める正規出場者」を「及び各種大会の要項等に定める中学生の参加者」に改める。

第3条中「旅費額」を「経費」に改める。

第4条を次のように改める。

(補助対象)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 移動に要する経費（以下「交通費」という。）
- (2) 宿泊に要する経費（以下「宿泊費」という。）
- (3) 大会参加に要する経費（以下「参加費」という。）
- (4) その他補助対象とすることが適当と一宮市長が認める経費

2 補助対象経費の算出は、次のとおりとする。

- (1) 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により算出する。
- (2) 宿泊費は、1泊につき5,500円の範囲内とする。
- (3) 参加費は、大会参加に要する参加費のみとする。

第5条第1項中「学校長」を「校長」に改め、同条同項第3号中「旅費」を「経費」に改める。

第6条中「補助金交付申請書」を「補助金等交付申請書」に改める。

第7条第1項中「支払う」を「交付する」に改め、同条第2項中「学校長」を「校長」に、「補助金交付請求書」を「補助金等交付請求書」に改める。

第8条中「昭和37年」の次に「一宮市」を加え、「8月30日」を削る。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

体育大会等出場旅費補助金交付要綱一部改正新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>体育大会等出場旅費補助金交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、全国中学校体育連盟主催の全国中学校選抜競技大会（以下「全国大会」という。）、東海地区中学校体育連盟主催の東海地区中学校体育大会（以下「東海地区大会」という。）、愛知県中学校長距離校体連盟主催の愛知県中学校総合体育大会（〔愛知県中学校総合体育連盟主催の愛知県中学校総合体育大会（以下「県大会」という。）及び西尾張中学校体育連盟主催の西尾張大会（以下「西尾張大会」という。）並びに一宮市外での各種大会（体育大会を除く。）に出席する一宮市立の中学校生徒の交通費等及び宿泊費（以下「旅費額」という。）を予算の範囲内で補助することにより、体育等の向上に資することを目的とする。）</p> <p>(範囲)</p> <p>第2条 補助の対象者は、全国大会、東海大会、県大会、西尾張大会及び各種大会の要項等に定める中學生の参加者とする。</p> <p>(補助率)</p> <p>第3条 補助率は出場に要する経費の10/10以内とする。</p> <p>(旅費額の算出)</p> <p>第4条 交通費等は最も経済的な通常の経路及び方法により算出し、宿泊費は、1泊5,500円の範囲内とする。</p>	<p>一宮市体育大会等出場経費補助金交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、日本中学校体育連盟主催の全国中学校体育大会（以下「全国大会」という。）、東海中学校校体育連盟主催の東海中学校総合体育大会（以下「東海大会」という。）、愛知県中学校校体育連盟主催の愛知県中学校総合体育大会（〔愛知県中学校校体育連盟主催の愛知県中学校総合体育大会（以下「県大会」という。）及び西尾張中学校校体育連盟主催の西尾張大会（以下「西尾張大会」という。）並びに一宮市外での各種大会（体育大会を除く。）に出席する一宮市立の中学校生徒の交通費等及び宿泊費（以下「旅費額」という。）を予算の範囲内で補助することにより、体育等の向上に資することを目的とする。</p> <p>(範囲)</p> <p>第2条 補助の対象者は、全国大会、東海大会、県大会、西尾張大会及び各種大会の要項等に定める中學生の参加者とする。</p> <p>(補助率)</p> <p>第3条 補助率は出場に要する経費の10/10以内とする。</p> <p>(補助対象)</p> <p>第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 移動に要する経費（以下「交通費」という。） (2) 宿泊に要する経費（以下「宿泊費」という。） (3) 大会参加に要する経費（以下「参加費」という。） (4) その他補助対象となることが適当と一宮市長が認める経費 <p>2 補助対象経費の算出は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により算出する。 (2) 宿泊費は、1泊につき5,500円の範囲内とする。 (3) 参加費は、大会参加に要する参加費のみとする。

○一宮市体育大会等出場経費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本中学校体育連盟主催の全国中学校体育大会(以下「全国大会」という。)、東海中学校体育連盟主催の東海中学校総合体育大会(以下「東海大会」という。)、愛知県中小学校体育連盟主催の愛知県中学校総合体育大会(愛知県中学校駅伝大会を含む。)(以下「県大会」という。)及び西尾張中小学校体育連盟主催の西尾張体育大会(以下「西尾張大会」という。)並びに一宮市外での各種大会(体育大会を除く。)(以下「各種大会」という。)に出場する一宮市立の中学校生徒の経費を予算の範囲内で補助することにより、体育等の向上に資することを目的とする。

(範囲)

第2条 補助の対象者は、全国大会、東海大会、県大会、西尾張大会及び各種大会の要項等に定める中学生の参加者とする。

(補助率)

第3条 補助率は出場に要する経費の10/10以内とする。

(補助対象)

第4条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 移動に要する経費(以下「交通費」という。)
- (2) 宿泊に要する経費(以下「宿泊費」という。)
- (3) 大会参加に要する経費(以下「参加費」という。)
- (4) その他補助対象とすることが適当と一宮市長が認める経費

2 補助対象経費の算出は、次のとおりとする。

- (1) 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により算出する。
- (2) 宿泊費は、1泊につき5,500円の範囲内とする。
- (3) 参加費は、大会参加に要する参加費のみとする。

(交付申請)

第5条 補助金を申請する校長は、次の書類を一宮市教育委員会を経て一宮市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 実績報告書
- (3) 参加生徒経費明細書
- (4) 歳入歳出決算書

(交付決定)

第6条 一宮市長は、前条の規定により補助金等交付申請書を受理したとき、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

(交付)

第7条 一宮市長は、補助事業の実績が補助金の交付の決定の目的に適合しているか否かを審査し、適合すると認めたときは補助金を交付するものとする。

第 6 号議案

平成 28 年度全国学力・学習状況調査の参加について

全国学力・学習状況調査の参加について、別紙「平成 28 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」を添えて教育委員会の審議に付します。

平成 28 年 2 月 23 日

一宮市教育委員会

教育長 中野 和雄

提 案 理 由

一宮市立小中学校の平成 28 年度全国学力・学習状況調査の参加について、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。

平成28年度 全国学力・学習状況調査（案）

調査の主体

文部科学省

調査の方法

別紙「平成28年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」による

調査の実施日

平成28年4月19日（火）

調査の対象者

小学校 42校 6年生全員

中学校 19校 3年生全員

平成28年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

平成27年12月8日
文部科学省

I. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

II. 調査の名称

平成28年度全国学力・学習状況調査

III. 調査の構成

本体調査に加えて、経年変化分析調査を実施する。

IV. 本体調査

1. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

2. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(3) 調査実施に関するスケジュール
別紙1のとおりとする。

4. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙2・別紙3）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等の協力を得て実施する。

(2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

(3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

(4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

(5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

5. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会、学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学のそれぞれ、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題に分けた四つの区分ごとの平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(イ) 都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校、児童生徒をそれぞれ単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

- ア 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。
- イ 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。
- ウ 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
- エ 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村の状況及び市町村教育委員会が設置管理する学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法（例えば、教

これらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
 - ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
 - ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。
- (オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。
- イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い
- (ア) 文部科学省は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。
 - (イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に5. (5) ア (エ) を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

6. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校等からの問合せや調査問題の配達・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

7. 留意事項

- (1) 各教育委員会、学校等における調査の実施及び調査結果の活用等
 - ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会、学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこと。
 - イ 調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1.5単位時間相当

(イ) 中学校調査

国語及び数学：それぞれ2単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型を公表する。

(8) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、平成28年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

V. 経年変化分析調査

1. 調査の目的

国全体の学力の状況について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

2. 調査の対象

調査の実施体制は、「IV. 本体調査 4.」と同様とする（調査の実施系統図は、別紙6・別紙7）。

6. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を公表するとともに、調査の対象となった学校（以下「対象学校」という。）及び当該対象学校を設置管理する教育委員会（以下「対象教育委員会」という。）に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、対象教育委員会は、調査結果の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

（1）調査結果の公表

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、国全体の状況（国・公・私立学校全体の状況）に関し、具体的な問題内容が明らかにならない範囲で、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

- ア 各教科の設問ごとの正答率等
- イ 児童生徒の学力に関する経年変化の分析
- ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

（2）調査結果の提供及び取扱い

ア 文部科学省は、対象教育委員会及び対象学校に対して、以下のとおり調査結果を提供する。

（ア）対象教育委員会に対しては、調査報告書及び具体的な問題内容が明らかにならない範囲で、その設置管理する対象学校の状況に関する調査結果

（イ）対象学校に対しては、調査報告書及び具体的な問題内容が明らかにならない範囲で、当該対象学校の状況に関する調査結果

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

（ア）文部科学省は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として

能とする。

ア 小学校調査 国語又は算数：1単位時間相当

イ 中学校調査 国語又は数学：1単位時間相当

(4) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、対象学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(5) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

「IV. 本体調査 7. (6)」と同様とする。

(6) 調査問題等の公表

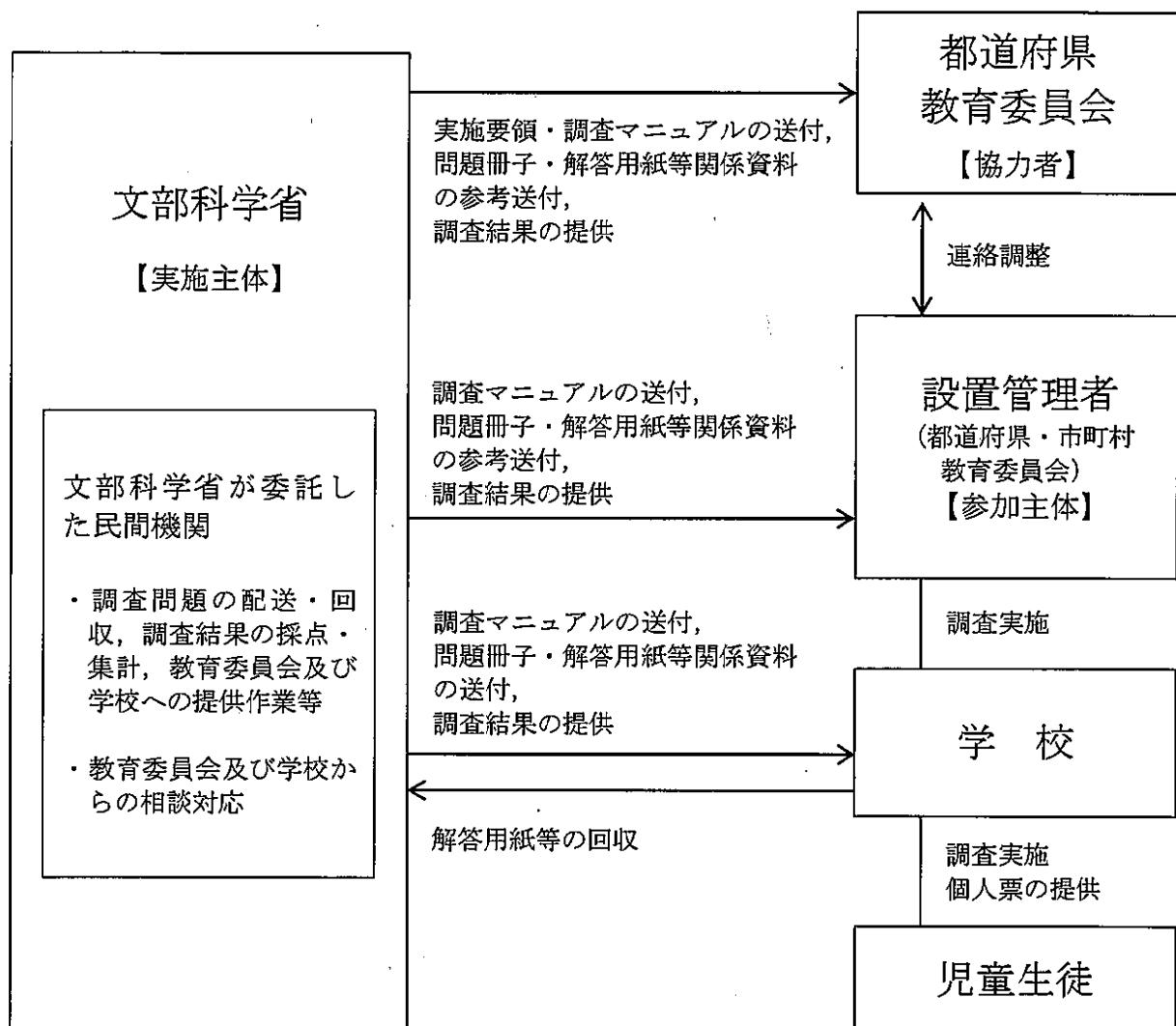
文部科学省が公表する調査報告書に掲載するものを除き、調査問題等は非公開とする。

(7) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、平成28年4月末頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

本体調査の実施系統図【公立学校】

公立学校において実施する場合、本体調査は次のような系統で行う。



文部科学省における本体調査結果の公表の体系

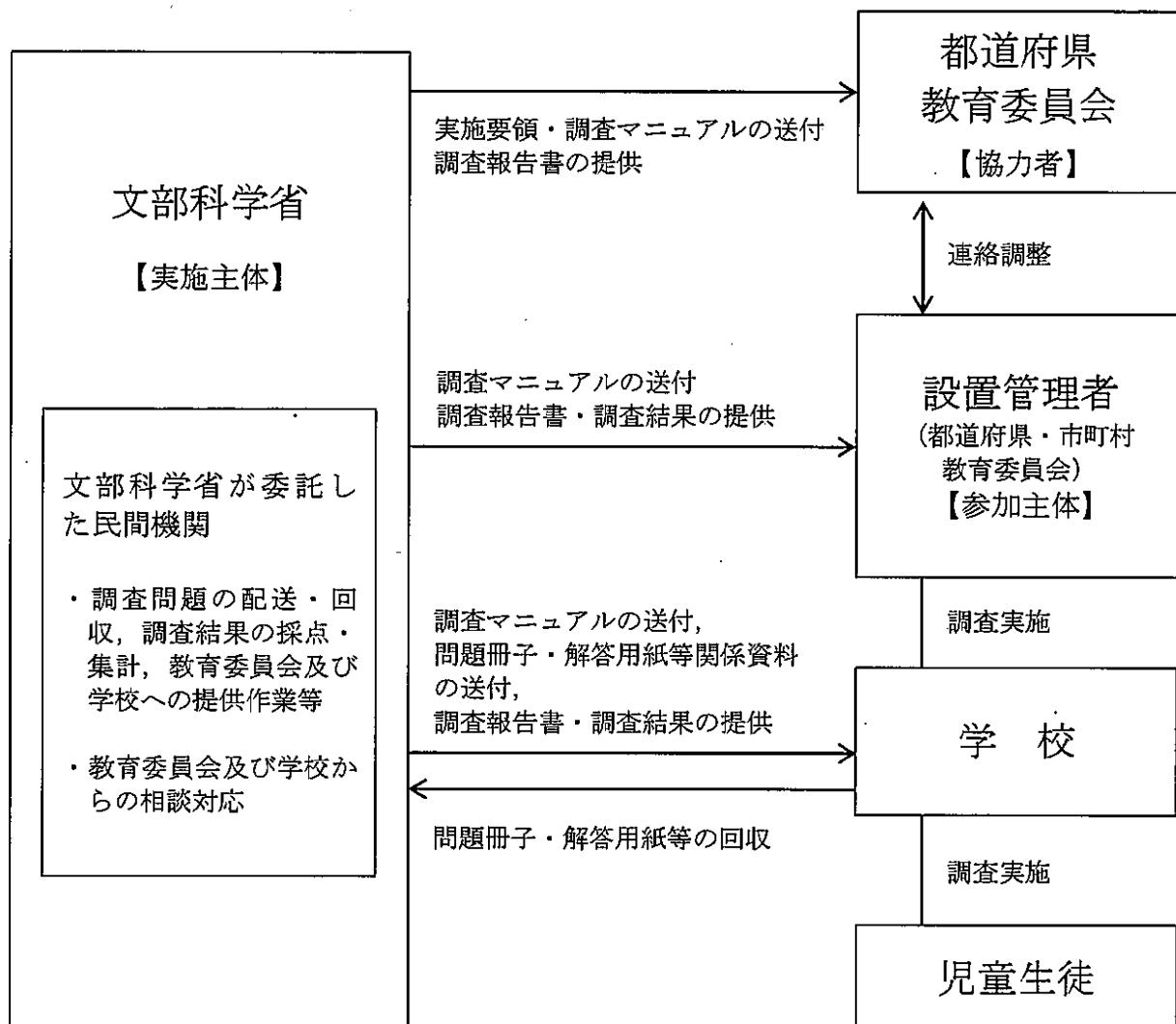
実施要領の記載	公表の区分		
	5.(2)ア(ア) 国全体(国・公・私立学校全体の状況及び国・公・私立学校別の状況)	5.(2)ア(イ) 都道府県ごと(公立学校全体の状況)	5.(2)ア(ウ) 地域の規模等に応じたまとまりごと(公立学校全体の状況)※1
調査結果の内容	5.(1)ア(ア) ・二教科四区分ごとの平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等	○	○
	5.(1)ア(イ) ・都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校、児童生徒をそれぞれ単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ	○	○
	5.(1)ア(ウ) ・各教科の設問ごとの正答率等	○	○
	5.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況	○	○
	5.(1)イ(イ)及び(ウ) ・児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析 ・学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析	○	△ ※2

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(政令指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における公立学校全体の状況

※2 都道府県ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

経年変化分析調査の実施系統図【公立学校】

公立学校において実施する場合、経年変化分析調査は次のような系統で行う。



第 7 号議案

平成 28 年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて

平成 28 年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成 28 年 2 月 23 日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

平成 28 年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。

平成28年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて（案）

1 一宮市の基本的な考え方

国の示している「平成28年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」に基づいて取扱う。

2 一宮市における結果の公表

一宮市における公立小中学校の学校別の調査結果、市全体の調査結果の数値による公表をしない。

第 8 号議案

平成28年度一宮市学校教育方針について

平成28年度一宮市学校教育方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年2月23日

一宮市教育委員会
教育長 中野 和雄

提 案 理 由

平成28年度一宮市学校教育方針を定めるため、本案を提出します。

平成 28 年度

一宮市学校教育方針

一宮市教育委員会

経営方針

各学校においては、教育方針の趣旨を十分理解し、校長の指導のもとに教職員が協力して、「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかなかからだの育成」、「未来に生きる力の育成」と、特色があり魅力に富む「信頼される学校づくり」をめざす。

1 確かな学力の育成をめざして

(1) 学習指導要領への対応

学習指導要領に対応した指導資料の整備充実を行う。

(2) 学習指導の充実

よくわかる授業を進め、学習意欲の向上を図り、基礎的・基本的な知識・技能を習得させる。学んだことを活用したり、新たな課題を探究したりする学習活動を通して思考力・判断力・表現力の育成に努める。

(3) 授業力の向上

校内現職教育を計画的に行い、教員としての資質の向上と専門性の確立に努める。

また、積極的に授業公開を行うとともに、授業法研究会等の充実を図る。

(4) 特別支援教育の充実

障害の種類や程度に応じた個別指導の充実を図るために、特別支援学級や通級指導教室の設置を推進する。また、自閉症スペクトラム障害、LD、ADHDなど発達障害のある児童生徒の特性に応じたきめ細かな指導・支援をするために、研修会を開催して教師の指導力を向上させる。

2 豊かな心の育成をめざして

(1) 豊かな人間関係の構築

- ① 学校・学年・学級経営を充実させ、教師と児童生徒及び児童生徒相互の円滑な人間関係を育む。
- ② 小中連携、地域との連携のなかで、地域や家庭と学校の協働した活動を進め、豊かな人間関係を育む。

(2) 道徳教育の充実

道徳の時間を要として、教育活動全体を通して、道徳性の向上を図る。

(3) 生徒指導の充実

家庭や地域及び関係機関との連携を密にし、児童生徒の健全育成を図る。また、児童生徒にとって、学校が自己の存在感や成就感を実感できる「心の居場所」となるよう努める。

4 未来に生きる力の育成をめざして

(1) 国際理解教育の充実

一宮市と日本の歴史の理解を深め、文化と伝統を尊重する態度を養う。さらに、諸外国の文化に対する理解を深め、国際社会を生き抜く日本人としての自覚と責任感を育む。

(2) 英語教育の充実

小学校から、系統的・計画的に英語教育を実施し、国際理解を深めるとともに、英語による実践的なコミュニケーション能力を育成する。さらに、小中学校が連携して小中一貫教育を意識した英語教育を推進する。

(3) 情報教育の充実

児童生徒に、情報モラルを身につけさせ、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用させる。必要な情報を主体的に収集・処理・発信するなどの情報活用能力を育成する。

(4) 環境教育の充実

人間の活動と自然環境との関わりや環境に対する責任と役割について理解させ、よりよい環境づくりや環境保全に主体的に取り組む態度や資質、能力の育成に努める。

(5) キャリア教育の充実

健全な職業観・勤労観を育み、自己の生き方を考えさせ、主体的に進路を選択・決定できる能力を育てる。

(6) E S D (持続可能な開発のための教育) の推進

身の回りで起きているさまざまな課題を地球的視野で考え、身近なところからその解決に取り組ませ、持続可能な社会づくりの担い手となる教育を進める。

5 信頼される学校づくりをめざして

(1) 教師力の向上

一宮市教育センターを核にして、教職員のキャリアステージに応じた研修の充実を図り、教育の専門家としての指導力の向上に努める。また、教師としての意欲を高め、使命と責任を自覚して情熱をもって教育活動を実践し、信頼される教師を育成する。

(2) 開かれた学校づくりの推進

① 学校での教育活動の状況を公開し、家庭・地域社会に積極的に情報発信する。また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）により、地域の住民や保護者などの学校運営への参画を進めるとともに、小中学校が連携を深め、信頼される学校づくりに努める。

事業計画

— 重点目標の実現をめざして —

1 確かな学力の育成をめざして

(1) 学習指導要領への対応

① 指導資料の整備

ア 指導展開例の作成

イ 評価テストの作成

(2) 学習指導の充実

① 学習指導法の充実

ア 授業法・実技講習会を開催し、授業力向上を図る。また、「138まなびリンク」の充実・整備を図り、活用を促進する。

② 言語力の向上、表現力やコミュニケーション能力の育成

ア 国語力向上研究委員会の充実

(ア) 言語活動の充実に向けての手引書の作成

イ 各教科における言語活動の充実

(ア) 各教科において、新聞活用学習や学校図書館の活用の充実を図る。

ウ ディベート学習の推進を図る。

(ア) 中学生ディベート大会の開催

(イ) 小学校教員ディベート研修の充実

③ I C T機器の有効的な活用の推進

④ 評価法の実践的研究の充実

ア 各教科において、児童生徒の学力を適切に測る評価問題の実践的研究を行う。

⑤ きめ細かな指導実現のための事業

ア 少人数指導教員・非常勤講師配置 (平成28年度) 県教委配置

イ 一宮市少人数指導等非常勤講師配置事業

(ア) 児童生徒の学力や生活の向上のために市非常勤講師を配置する。

ウ 少人数学級編制

(ア) 小学校1年生・2年生、中学校1年生で35人以下による学級編制を実施する。

⑥ 副教材作成事業

ア 小学校地域教材用ビデオソフトの作成

⑦ 校外学習推進事業

ア プラネタリウムを利用した理科学習 (小学校4年生)

イ 博物館を利用した社会科学習 (小学校3年生)

⑧ 学習チューター配置事業

全小中学校

ア 教員をめざす大学生等を活用し、授業などで教師の補助を行う。

- ② 豊かな心を育てる活動推進事業
- ア 体験活動の推進
- (ア) 「人権週間」などと連動した活動を実施する。
- (イ) 健全育成に向けた活動、自然体験活動や環境美化活動を実施する。
- (2) 生徒指導の充実
- ① 豊かな人間関係の構築
- ア 学級生活調査（Q-U）の実施
- 中学校1年生
- (ア) Q-Uの結果をもとに、生徒が安心して生活することができる学級集団づくりのための手立てを研究し、学級経営に生かしていく。
- (イ) Q-U研究委員会で、活用法を研究し、情報の提供や研修進める。
- ② 教育相談活動の充実
- ア 県スクールカウンセラーの配置
- 全中学校、小学校(拠点校)
- イ 一宮市スクールカウンセラー配置事業
- (ア) 臨床心理士が学校を訪問し、児童生徒・保護者との教育相談及び教員や心の教室相談員などに指導・助言をする。
- (イ) 一宮市教育センターにスクールカウンセラーを配置する。
- ウ 心の教室相談員の配置
- 全中学校
- (ア) 生徒が悩みなどを気軽に話せるよう、心の教室相談員を配置する。
- エ 一宮市教育センターにおける教育相談
- (ア) 発達障害など、特別に支援を必要とする子どもたちについて相談活動を行う。
- オ サンフレンズ(相談員)の配置
- (ア) 教育支援センターにサンフレンズ(相談員)を配置する。
- ③ いじめ対策推進事業
- ア いじめ対策協議会の開催
- (ア) 一宮市のいじめ対策について協議し、具体的な提言を行う。
- イ いじめ事例検討会の開催
- (ア) いじめ解決に難渋する事例を検討し、学校への支援を行う。
- ウ いじめ対策推進委員会の開催
- (ア) いじめ問題に関する調査・研究などを行い、教員の指導力や学校の組織的対応力を高め、いじめの早期発見・早期対応と解決を図る。
- ④ 不登校対策推進事業
- ア 不登校対策協議会の開催
- (ア) 一宮市の不登校対策について協議し、具体的な提言を行う。
- イ 不登校対策推進委員会の開催
- (ア) 不登校問題に関する調査・研究などを行い、教員の指導力や学校の組織的対応力を高め、不登校児童生徒への早期対応と学校復帰を図る。
- ウ 教育支援センターの運営
- ・サンシャイン138南、サンシャイン138北、ふれあい教室、ほっとルーム
☆きらら
- ⑤ 児童虐待への対応
- ア 児童生徒の日常生活の観察と虐待の早期発見に努める。
- イ 虐待の疑いがある場合の子育て支援課や一宮児童相談センター等の関係機関と連携した迅速な対応に努める。

③ 豊かな感性の育成

- ア 小学校合唱祭の開催
- イ 消防音楽隊の訪問演奏の実施
- ウ ふれあいコンサートへの参加
(消防音楽隊と中学校吹奏楽部との合同演奏会)
- エ リバーサイドフェスティバルへ中学校吹奏楽部の参加
- オ 各小中学校における観劇、音楽会の実施
- カ 子ども写生大会及び子ども写生大会作品展の開催

(7) 福祉教育の充実

- ① 社会福祉推進校（市社会福祉協議会委嘱）全小中学校
 - ア 体験的な学習を通して、社会福祉への理解・関心を高め、共生の精神を養う。
- ② 総合的な学習の時間を利用した福祉体験
 - ア 老人介護施設や保育園等への訪問、交流
 - イ 福祉実践教室の開催（「車いす」「手話」「盲導犬」などの体験学習）
- ③ ボランティア福祉体験学習事業中学校

3 健やかなからだの育成をめざして

(1) 体力の向上と健康教育の充実

- ① 体力の向上
 - ア 体育・保健体育の授業の充実
 - (ア) 「体力を高める運動」の一層の充実
 - イ 運動に親しませる機会の充実
 - ウ 運動部活動の充実
- ② 健康教育の充実
 - ア 健康教育（薬物乱用防止、喫煙防止等）の充実と系統的な性教育の実施
 - イ 警察や関係機関による薬物乱用防止教室などの開催
 - ウ 肥満予防研究推進委員会による肥満予防教室の開催
- ③ 非常勤養護教諭派遣事業
 - ア 養護教諭の単数配置校で、児童生徒数が多い学校に非常勤養護教諭を配置する。
- ④ 運動部活動等外部指導者派遣事業
 - ア 学校体育の振興を図ることを目的に、地域の人材を外部指導者として運動部活動及び体育の授業などに配置する。

(2) 食育の充実

- ① 食に関する指導の充実
 - ア 広報誌「やっぱり！！食べわー」と食育指導資料の発行
 - (ア) 毎月19日の食育の日に資料を使って、食に関する指導を行う。
 - イ 栄養教諭、栄養職員による食育指導の実施（小2、小5）

ア 「一宮市小学校英語カリキュラム」の作成・実施、検証、改善や授業法、評価などの研究

イ 小学校「英語活動科」指導用資料の作成

ウ 小中一貫英語教育の推進

エ 小学校英語主任の配置

③ A L T の配置

ア 小学校英会話指導講師の配置

全小学校

イ 中学校英語指導講師の配置

全中学校

④ 英語教室の実施

ア 英会話指導講師、英語指導講師による児童生徒、保護者、地域の人々を対象とした英語教室を夏季休業中、冬季休業中に行う。

(3) 情報教育の充実

① 情報モラルの指導の充実

ア 情報モラルリーフレットの作成や、情報モラル教育の実施 指定小中学校

② I C T 機器を活用した表現活動の充実

ア 創造力・表現力育成に関する研究（プログラミング教育など） 指定小中学校

③ 情報教育研究委員会の充実

ア 授業に役立つコンテンツの収集

イ 「1 3 8 まなびリンク」の充実と情報モラル教育の推進

ウ タブレット PC の効果的な活用事例研究

④ 情報環境整備委員会の充実

ア よりよい学校ウェブサイト、学校広報の在り方に関する研究

イ 「情報セキュリティ対策ハンドブック」の内容を徹底

ウ 校務支援ソフトのカスタマイズ研究

⑤ 新聞活用研究委員会の充実

ア 新聞活用を通して、児童生徒の情報活用能力とコミュニケーション能力を育成する。

(4) 環境教育の充実

① エコスクール運動（環境部清掃対策課）

ア 児童生徒が省エネルギー行動（節電・節水）や省資源リサイクル活動（ごみ減量・分別リサイクル）などに取り組み、地球に優しい学校づくりを目指す。

② 緑のカーテン事業（環境部環境保全課）

ア 植物を栽培・観察するとともに、室内外の温度比較などを通して、地球温暖化防止などの環境意識を高め地球に優しい学校づくりを進める。

③ 教科や総合的な学習の時間における環境教育の充実

(5) キャリア教育の充実

① 生活科や総合的な学習の時間を中心とした職業人等とのふれあい活動

② 職場体験学習などの実施

ア 職業人の体験を聞く会、職場見学、職場体験学習など（魅力あるあいちキャリアプロジェクト）を実施する。 (平成 28 年度) 県教委指定 全中学校

キ 教職員評価の実施

(ア) 各学校の経営方針に基づき教職員が主体的に目標設定し、その達成度を自己評価する。それを、校長等の評価者が評価し、本人にフィードバックすることで資質の向上を図る。

(2) 開かれた学校づくりの推進

① コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の充実

② 学校公開の推進

ア 秋に市内一斉の「秋の学校公開週間」を実施

③ 学校ウェブサイトや各種たよりの充実

④ 小中一貫教育の推進

ア 9年間を見通した指導方法の研究

イ 学習マナー、ルール等の小中学校での統一

⑤ 学校サポーターの配置

ア 児童生徒の地域における社会活動への参加や、地域人材による学校支援を図るため、コーディネータ役を配置する。

⑥ 学校評価に基づいた学校運営の充実

ア 学校評価(自己評価、学校関係者評価)を計画的に実施し、結果を公表する。

(3) 特色ある学校づくりの推進

① 創意工夫のある教育活動の推進

② 地域の人々に学ぶ授業や地域の特色を生かした教育活動の推進

③ 未来を拓く学校づくり推進事業

全小中学校

ア 各小中学校において取り組んでいるさまざまな教育活動の成果を市内小中学校に広め、一宮市の小中学校の教育活動のより一層の充実を図る。

イ 学力向上のための効果的な学習指導や、いじめ・不登校を未然に防ぐための活動について研究実践を行う。

(4) 安全管理体制の確立

① 施設・設備の安全管理の強化

ア 毎月26日を「事故・けがゼロの日」として、施設・設備の点検を行う。

② 非常時の防災体制づくり

ア 大規模地震や異常気象など災害への対応

(ア) 小中連携による避難体制、家庭・地域との連絡体制の確立

(イ) 避難訓練・引渡し訓練の実施

(ウ) 災害時に学校防災マニュアルに基づいた対応ができる校内体制の確立

③ 不審者による被害防止への対応

ア 毎月12日を「安全を確認する日」として、不審者による被害防止のための指導及び点検を行う。

(ア) 学校での安全確保

・不審者侵入を想定した避難訓練、対応訓練の実施

・安全マニュアルをもとに緊急時に対応できる校内体制の確立

第9号議案

平成28年度一宮市学校給食方針について

平成28年度一宮市学校給食方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年2月23日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

平成28年度一宮市学校給食方針を定めるため、本案を提出します。

平成28年度

一宮市学校給食方針

一宮市教育委員会

1 学校給食方針

学校給食は、成長途中有る児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた魅力ある給食を提供しています。

学校給食を通じて、望ましい食習慣や食事のとり方、食生活のマナーを身につけるとともに、正しい知識・情報に基づき、食の安全性について自ら考えようとする態度を養うなど、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るための基礎を培います。

また、地場産物や郷土食等を活用した給食献立の工夫を行います。

<重点目標>

- 栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を提供し、健康の保持増進を図ります。
- 安全で、安心して食べることができる学校給食を提供します。
- 地元や近隣地域の産物を日常の献立に積極的に活用します。

2 給食計画

(1) 学校給食実施期間

小学校・中学校

平成28年4月11日から平成29年3月23日まで

1学期 4月11日から 7月19日まで

2学期 9月 2日から12月22日まで

3学期 1月10日から 3月23日まで

(2) 学校給食回数

小学校・中学校 193回

[月別内訳]

1学期	小学校・中学校 67回	2学期	小学校・中学校 75回	3学期	小学校・中学校 51回
4月	14回	9月	19回	1月	16回
5月	19回	10月	20回	2月	20回
6月	22回	11月	20回	3月	15回
7月	12回	12月	16回		

種類	規格	小学校			中学校	備考
		低学年	中学年	高学年		
米飯	さつまいもごはん	60	70	80	90	精米使用量
	五穀ごはん	60	70	80	90	
パン	サンドイッチパンズパン	50	50	60	70	小麦粉使用量
	りんごパン	45	55	65	65	
	クロスロールパン	45	55	65	65	
	標準パン	50	60	70	80	
	クロワッサン	25	30	30	35	
	ツイストロールパン	40	50	60	70	
	サンドイッチロールパン	50	60	70	80	
	あいの米粉パン 50	40	50	60	70	
	米粉パン	40	50	60	70	
	ミルクロールパン	50	60	70	80	
ナン		70			100	製品重量
	ピタパン	60			80	
麺	ソフトスパゲティ式めん	70	80	90	100	小麦粉使用量
	中華めん	180	200	220	240	
	白玉うどん	180	200	220	250	
	きしめん	180	200	220	250	

参考 1週間あたりの主食別回数

	米飯	パン	麺
小学校	3. 86回	0. 57回	0. 57回
中学校	3. 86回	0. 57回	0. 57回

② 牛乳

200ml 生乳（殺菌・冷却・びん詰）

③ おかず

主菜・副菜・デザート（隨時）

〔単独校調理場（尾西地区・木曽川地区）〕

① 主食

ア 米飯の種類と実施回数（150回）

白飯	121回	麦ごはん	24回
発芽玄米ごはん	3回	赤飯	1回

種類	規格	小学校			中学校	備考
		低学年	中学年	高学年		
麺	冷し中華	160	180	200	240	
	冷やしうどん	160	180	200	250	

参考 1週間あたりの主食別回数

	米飯	パン	麺
小学校	3.89回	0.54回	0.57回
中学校	3.89回	0.54回	0.57回

② 牛乳

200ml 生乳（殺菌・冷却・びん詰）

③ おかず

主菜・副菜・デザート（随時）

(4) 学校給食費

小学校 日額 250円

中学校 日額 285円

(5) 学校給食調理場対象校と対象食数

① 共同調理場

(平成28年4月見込)

調理場別	小学校	中学校	計	対象食数
南部学校給食共同調理場	18校	8校	26校	13,346食
北部学校給食共同調理場	14校	7校	21校	13,513食
計	32校	15校	47校	26,859食

対象校

南部学校給食共同調理場		北部学校給食共同調理場			
小学校	中学校	小学校	中学校		
大志小	大和西小	南部中	宮西小	北方小	北部中
向山小	萩原小	西成中	貴船小	今伊勢小	中部中
西成小	中島小	丹陽中	神山小	奥小	葉栗中
赤見小	千秋小	大和中	葉栗小	末広小	浅井中
浅野小	千秋南小	萩原中	瀬部小	今伊勢西小	北方中
丹陽小	富士小	千秋中	浅井南小	葉栗北小	今伊勢中

(8) 学校・家庭・地域との連携

① 学校給食献立表・給食だよりの配布

栄養指導と食生活の改善のため、学校給食献立表や給食だよりを配布します。

② 給食訪問

児童生徒とのふれあい給食を開催します。

③ 学校給食試食会の開催

随時開催します。

④ 調理講習会の開催

夏休み期間中に親子料理教室を開催します。

⑤ 全国学校給食週間記念事業の実施

1月24日～1月30日の全国学校給食週間の期間中に、「市長・教育委員と児童生徒の給食交歓会」や「調理員と児童生徒のふれあい給食」などの事業を開催します。

また、平成25年1月30日にイタリア共和国トレビーゾ市と友好都市提携を結んだ記念として、1月の献立にイタリア料理を提供します。

(9) 調理場施設設備・厨房機器の改善

調理施設の老朽化が進んでいますが、現有施設をできる限り有効に活用するため、各施設の修繕工事を実施します。主な施設整備工事は、次のとおりです。

北部学校給食共同調理場のボイラーを入れ替えます。

南部学校給食共同調理場の廃水処理施設グリーストラップの改修工事を行います。

大徳小学校調理場の給湯設備を入れ替えます。

(10) セレクト給食の実施

各学期にセレクト給食を実施します。

(11) 地場産物を生かした給食の実施

地元や近隣地域の産物を日常の献立に積極的に活用します。

地元農産物を活用するため、「一宮を食べる学校給食の日」(12月)を実施します。

愛知県が主催する「愛知を食べる学校給食の日」(6月19日を含む1週間・秋の食材を味わえる時期)を実施します。

(12) アレルギー対応

食材に卵・乳・小麦・えび・かに・そば・落花生を含まない（調味料には卵・乳・小麦を含むことがある）献立を週1回提供します。

第10号議案

平成28年度一宮市社会教育方針について

平成28年度一宮市社会教育方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年2月23日

一宮市教育委員会

教育長 中野和雄

提案理由

平成28年度一宮市社会教育方針を定めるため、本案を提出します。

平成 28 年度

一宮市社会教育方針

一 宮 市 教 育 委 員 会

事業計画

1 成人教育

余暇時間の増加や少子・高齢化の進展、産業構造や雇用環境の急速な変化、また、情報化や国際化等の社会情勢の変化により、新たな学習需要が生まれ多様化するなかで市民の学習意欲は高まりをみせていく。

こうした状況に対応するため、的確な情報収集を行い、時代に即した学習機会の提供を念頭に、次の諸活動を展開する。

- (1) 成人教育事業への参加奨励
- (2) 学習活動の推進
 - ① 成人教養講座
 - ② 市民大学公開講座
- (3) グループ・団体の育成
 - ① 一宮市小中学校 P T A 連絡協議会の育成
 - ② P T A 活動、成人グループ及びサークル等自主的な活動の奨励
- (4) 指導者層の拡充
講師依頼実績の調査・把握
- (5) その他
学習資料の提供

2 女性教育

男女共同参画社会の実現に向けて、女性の社会参画の促進とともに、真に平等な立場で活動できるよう資質や能力の向上、意識の高揚を図り、自らの学習意欲に基づく豊かな人間性を養う機会をより多く提供するために、次の諸活動を展開する。

- (1) 女性教育事業への参加奨励
いちのみや女性講演会
生涯学習講演会
- (2) 学習活動の推進
女性講座
- (3) 女性研修会
 - ① P T A 母親代表会研修会
 - ② 女性リーダー研修会
- (4) グループ・団体の育成
 - ① 一宮市地域女性団体連絡会及び地域女性団体の育成
 - ② 一宮市女性グループ連絡会及び各種女性グループの育成
 - ③ 一宮市小中学校 P T A 連絡協議会母親代表会の育成
- (5) その他
自主的な活動の奨励及び学習資料の提供

5 文化・レクリエーション活動

市民生活にインターネットなどが普及し、様々な情報を容易に手に入れることができる現代、人と人との直接向き合う場は年々減ってきてている。

このような世情のなかで、自らが興味を持って積極的に活動できる文化・レクリエーション活動を奨励し、振興を図っていくことは、文化面のみならず、人的交流を通じた個性あふれる魅力ある地域づくりといった面からも重要となっている。

現代社会における市民の高い学習意欲に応えるべく優れた芸術文化や伝統芸能などを鑑賞する機会・情報を提供するとともに、文化・レクリエーションに関する学習、発表などの活動を促進するために、次の諸活動を展開する。

また、第31回国民文化祭・あいち2016が平成28年10月29日から12月3日の間、愛知県で開催されることに合わせ、当市でも一宮市主催事業を開催する。

(1) 文化・レクリエーション活動の奨励

- ① 一宮市美術展
- ② 愛知県文化協会連合会事業への参加奨励

(2) 学習活動の推進

- ① 市民美術教室
- ② 各種の文化教室
- ③ 各種のレクリエーション教室

(3) 文化活動事業・レクリエーション事業の委託

- ① 文化活動事業

[一宮市芸術文化協会へ委託]

一宮市芸術祭、美術展覧会、文化講演会、民俗芸能のつどい、各種教室及び講習会、市民文芸集の発行、文化情報紙の発行等

- ② レクリエーション事業

[一宮市レクリエーション協会へ委託]

一宮市レクリエーション大会、種目別大会、展示発表会、各種教室、レクリエーション指導者養成講座

(4) 団体の育成

- ① 一宮市芸術文化協会の組織の充実
- ② 一宮市レクリエーション協会の組織の充実

(5) 第31回国民文化祭・あいち2016 一宮市主催事業の開催

第31回国民文化祭・あいち2016の開催に伴い、当市でも、実行委員会を組織し、国民文化祭市町村主催事業を実施する。

(3) 地区公民館事業

① 地区公民館事業

ア 魅力ある地域づくり事業

まちづくり、世代間交流、地域の歴史・文化、コミュニティづくり、ボランティア活動に関する各事業

イ 家庭・青少年学習事業

青少年対象の体験活動・ボランティア体験、親子で参加できるふれあい活動、その他青少年や家庭教育に関する各事業

ウ 成人・高齢者学習事業

成人・高齢者対象の教養講座、趣味教室、専門講座、講演会、その他の学習活動

エ 女性学習事業

女性対象の教養講座、趣味教室、専門講座、講演会、その他の学習活動

オ 学習発表会事業

作品発表会（文化祭、作品展等）、芸能発表会（芸能祭等）、公民館まつり等

カ 体育レクリエーション事業

地区運動会または地区体育祭、生涯スポーツ活動、レクリエーション活動、その他の学習活動

② グループ活動の奨励

ア グループの育成

イ グループ活動のための指導助言

ウ グループ活動への情報収集と提供

③ 施設・設備の整備充実

8 生涯学習センター事業

生涯学習の拠点として市民の多様な学習ニーズに対応する場および機会の提供を図るため次の諸活動を展開する。

(1) 尾西生涯学習センター

① 講座の開催

教養講座、生活講座、趣味講座

② 施設・設備の整備充実

(2) 尾西南部生涯学習センター

① 講座の開催

教養講座、生活講座、趣味講座、健康講座

② 施設・設備の整備充実

第11号議案

平成28年度一宮市社会体育方針について

平成28年度一宮市社会体育方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年2月23日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

平成28年度一宮市社会体育方針を定めるため、本案を提出します。

平成 28 年度

一宮市社会体育方針

一 宮 市 教 育 委 員 会

事 業 計 画

(スポーツ振興計画での基本施策に基づく取り組み)

1 生涯スポーツの推進

(1) 参加しやすいスポーツ教室の推進

①自主運営によるスポーツ教室の支援

スポーツ団体などが自主運営により開催しているスポーツ教室に対する助成などの支援を行う。

②活動記録カードの活用

個々のスポーツ活動を振り返ることができる「138チャレンジカード」を配布し、活用を促進する。

(2) 地域スポーツの推進

①地区スポーツ教室の開催

スポーツ推進委員連絡協議会と連携を図り、身近な地域で気軽にできるニュースポーツなどのスポーツ教室を市内23連区で開催する。

②出前講座での対応

ニュースポーツの指導など、出前講座要請に応えて指導員を派遣し、地域スポーツの推進を図る。

(3) 健康・体力づくりの推進

①健康ウォーキングの推進

ウォーキング講習会を開催し、ウォーキング活動を奨励する。

②地域のラジオ体操の推進

ラジオ体操カードを配布し、地域でのラジオ体操活動を推進する。

③トレーニングルームの利用促進

公共スポーツ施設にあるトレーニングルームの利用促進を図る。

(4) スポーツ施設の利便性の向上

①スポーツ施設の利用形態変更の推進

より多くの市民が利用できるよう利用形態や利用時間の延長に向けての取り組みを推進する。

②既存スポーツ施設の改修

老朽化したスポーツ施設の改修や整備を図り、既存スポーツ施設の利便性の向上を図る。

4 スポーツプログラムの充実

(1) 市民大会の実施

一宮市体育協会に委託し、加盟する35競技団体の市民大会を実施する。

(2) 誰もが参加できるスポーツ大会の開催

①オープン大会の開催

スポーツ団体への所属、障害の有無、年齢を問わず、誰でも参加できるスポーツイベントを開催する。

- ・いちのみやタワーパークマラソンの開催

②ニュースポーツフェスティバルの開催

誰もが気軽に参加できるニュースポーツのイベントであるニュースポーツフェスティバルを開催する。

③市外の他地域との交流大会開催に向けての取り組みを支援する。

- ・愛知スポーツ・レクリエーションフェスティバル西尾張地区大会
- ・愛知県スポーツ少年大会 西尾張支部大会

5 各種スポーツ大会などの観戦推進

(1) 各種スポーツ大会などの観戦の場の提供

①トップレベルの大会の誘致

総合体育館を中心としたトップレベルの大会を誘致する。

②広域スポーツ大会運営補助金の交付

市民が高いレベルの競技を観戦する機会として、一宮市で行われる全国規模または国際規模の広域スポーツ大会に要する経費に対し、大会支援のための補助金を交付する。

③スポーツ観戦情報の提供

市広報、体協だより、ウェブサイトなどに、総合体育館などでのスポーツイベントや体育協会の活動を掲載し、情報の周知を図る。

6 指導者の確保

(1) 人材の発掘・育成

①スポーツ推進委員の研修の支援

地域スポーツ振興を担うスポーツ推進委員の知識・技術の向上を図るため、研修会の開催や全国・東海四県・愛知県・西尾張の研修会へ派遣する。

②指導者講習会等の開催の支援

競技ごとの指導者・審判員養成を図るため、スポーツ団体が行う講習会を支援する。

第12号議案

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成28年2月23日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
48	一般財団法人 総合初等教育研究所 理事長 みずたに くにてる 水谷 邦照	第24回授業実践フォーラム	・小学校での指導や評価について考え、課題解決を図るための研究会を開催する。 ・参加者:全国の小学校教育関係者300名	6月11日(土)	羽島市文化センター	有料 2,500円	(4) (6)
49	一般社団法人 一宮市歯科医師会 会長 かみむら せいいちろう 上村 誠一郎	歯と口の健康週間ポスター募集	・歯と口の衛生週間(6月4日~10日)にちなんだポスターの募集及び表彰 ・参加者数(見込)900名	・募集期間 4月1日(金)~ 5月6日(金) ・表彰式 6月5日(日)	・表彰式 一宮市医師会館	無料	(4) (6)
50	いちのみやリバーサイドフェスティバル運営協議会 会長 なかの 中野 正康	「いちのみやリバーサイドフェスティバルを描こう」写生画コンクール	・新緑の季節に、2016いちのみやリバーサイドフェスティバルを訪れる園児から小学生に参加してもらい、写生画コンクールを実施する。 ・7月上旬に表彰予定 ・幼稚園児、保育園児、小学生約150名	5月3日(祝・火) ~ 5月5日(祝・木) 9時30分~ 17時	国営木曽三川公園三派川地区センター(138タワーパーク)	無料	(1) (6)
51	TOSS瑞穂 代表 おぎの 犀野 珠美	第4回TOSS全国1000会場教え方セミナーin一宮 新学期準備の不安を一気に解消! 黄金の三日間学級経営ノート作り講座	・1年間を見通した学級経営用のノート作りのポイントについて、講師形式で紹介する ・参加者:教職員・大学生30名	3月28日(月) 18時30分~ 20時30分	一宮スポーツ文化センター	有料 1,000円	(6)
52	TOSS瑞穂 代表 おぎの 犀野 珠美	第4回TOSS全国1000会場教え方セミナーin稻沢 特別支援教育 キホンの『半』講座	・発達障がいの子どもたちについて、障がいの症理解と具体的な対応の事例を、講師形式で紹介する。 ・参加者:教職員・大学生35名	4月10日(日) 13時30分~ 15時45分	稻沢勤労福祉会館	有料 1,000円	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
71	木曽川文化会館住民 ワークショップ 運営委員長 佐塚 美空 主催(共催) 木曽川文化会館住民 ワークショップ 及び 木曽川公民館 魅力 ある地域づくり部	第58回きそがわふ れあいコンサート	エレクトーンを中心とし たコンサート	4月17日(日)	木曽川公民館	無料	(6)
72	特定非営利活動法人 日本語検定委員会 理事長 梶田 敏一	平成28年度 第1回日本語検定	日本語検定の検定試験 (1級~7級)	6月18日(土)	産業体育館他 全国一般会場	有料 1,300円 ~ 6,000円	(4) (6)
73	特定非営利活動法人 日本語検定委員会 理事長 梶田 敏一	平成28年度 第2回日本語検定	日本語検定の検定試験 (1級~7級)	11月12日(土)	産業体育館他 全国一般会場	有料 1,300円 ~ 6,000円	(4) (6)
74	麗筆会 理事長 森 隆城	第50回記念 麗筆会全国書道早春 展	書作品の展示と表彰	4月2日(土) ・3日(日)	尾西市民会館	無料	(3) (6)
75	株式会社スター・シャ ル教育研究所 代表取締役 林 幸弘	発達障害の疑いの ある生徒の進路指導 法勉強会	発達障害の疑いのある 生徒の進路指導を考え る勉強会	3月19日(土)	iビル	無料	(7)
76	千秋「桜守ワーク」の 会 代表 坂本 吉三	桜守ワーク	愛知県一宮総合運動場 内の清掃活動	3月20日(日)	愛知県一宮総 合運動場	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
83	映画「望郷の鐘」を見る会 代表 野村 美知子 のむら みちこ	映画「望郷の鐘」上映	映画「望郷の鐘」の上映会	4月9日(土)	一宮市民会館	有料 1,000円 障害者・ 中高生 500円	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
55		平成28年度 愛知県一宮総合運動場 (春季・秋季) ジュニア テニス教室	小学生を対象に全10回 開催。定員各季20名	春季 4月9日(土)～ 5月22日(日) 秋季 10月1日(土)～ 10月30日(日)の 毎週土・日曜日	いちい信金 スポーツセンター庭球場	1人 6,000円	(4) (6)
56		平成28年度 愛知県一宮総合運動場 (春季・秋季) ジュニア ソフトテニス教室	小学生を対象に全10回 開催。定員各季20名	春季 4月9日(土)～ 5月22日(日) 秋季 10月1日(土)～ 10月30日(日)の 毎週土・日曜日	いちい信金 スポーツセンター庭球場	1人 6,000円	(4) (6)
57	愛知県 一宮総合運動場 場長 永井成人 <small>ながいしげと</small> (主催) 公益財団法人愛知 県教育・スポーツ 振興財団	平成28年度 愛知県一宮総合運動場 (春季・秋季) テニス教室	一般(18歳以上・高校生 を除く)対象に全10回 開催。定員各季20名	春季 4月11日(月)～ 5月23日(月) 秋季 10月3日～ 11月7日(月) の毎週月・金曜日	いちい信金ス ポーツセンタ ー庭球場	1人 7,000円	(4) (6)
58		平成28年度 愛知県一宮総合運動場 (春季・秋季) はじめてのヨガ教室	一般(高校生以上の一般 男女)対象に全8回開催 定員各季10名	春季 4月10日(日) ～6月19日(日) 秋季 9月4日(日)～ 11月13日(日) の毎週日曜日	いちい信金 スポーツセン ター会議室	1人 5,000円	(4) (6)
59		平成28年度 愛知県一宮総合運動場ちびっこ水泳 教室	小学生を対象とし、水泳 に親しむことにより、基 本的な泳法を身につけ、 愛好者を増やし、かつ体 力の向上を図る。	A・B 7月25日(月) ～29日(金) C・D 8月1日(月) ～5日(金)	いちい信金 スポーツセン ター水泳設備	1人 3,500円	(4) (6)